

総 統 企 第 81 号  
平成 17 年 3 月 11 日

統計審議会会長  
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎

諮問第 299 号  
特定サービス産業実態調査の改正について

統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、別添「特定サービス産業実態調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

#### 理 由

経済産業省は、平成 17 年に実施を予定している特定サービス産業実態調査（指定統計第 113 号を作成するための調査）について、別添のとおり、平成 14 年 3 月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、サービス産業の活動実態を適時、的確に把握するため、新聞業及び出版業の調査を新たに実施することを計画し、また、調査対象の把握状況を勘案して、エステティック業の調査を休止すること等を計画している。

今回の改正計画については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。